

政令第四百十九号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第十三条の二第一項及び第二項、第十四条第二項、第二十八条第四項及び第十一項並びに第三十三条第二項及び第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く。）」とあるのは「除く。）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

5 租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」とする。

第三条第一項中「法第十条に規定する」を削り、「第十三条」の下に「及び第十三条の二」を加え、同条第二項中「法第六条第七号に規定する確定申告書に係る法第十条に規定する基準所得税額につき法第十三条」を「同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得

の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条及び第十三条の二」に改める。

第五条第二項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。

第十条第二項中「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に、「) の」を「) 又は第十項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第二十八条第一項又は第三項」を「第二十八条第一項、第五項又は第六項」に改め、「(昭和三十二年政令第四十三号)」を削り、同項第一号中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削り、同項第三号の二中「第二十五条の十三の八第十九項及び第二十項」を「第二十五条の十三の八第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十二項第二号に掲げる金額のうち復興特別所得税の額に相当する部分の金額（法第二十八条第三項の規定により控除された金額又は法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定する上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号に定める金額のうちに第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第十二項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、まず同号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

第十二条中「(昭和三十七年法律第六十六号)」を削り、「第二十八条第五項」を「第二十八条第八項」に改める。

第十三条第一項の表所得税法施行令の項中

第九十七条第一 項第四号) の規定) (特別措置法第十八条第九項及び第十項 (これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) の規定
-----------------	-------	--

を

第九十七条第一 項第四号) の規定) (特別措置法第十八条第九項及び第十項 (これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) の規定
-----------------	-------	--

第二百二十条の 二第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第百八十一条の	第百八十一条及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の
第二百二十条の 二第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	つき法第百八十一条	つき法第百八十一条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)

に、

第二百二十四条 第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）
-------------------	----------	---

を

第二百二十四条 第五項第一号	国税の控除限度額	国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）
第二百五十八条 第四項	受けた	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される
	（法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
	及び法	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法

に、

第二百九十二条 第一項第二号	第五号まで	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る
-------------------	-------	--

		所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
--	--	------------------------------------

を

第二百九十二条 第一項第二号	第五号まで	第五号まで(同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二百九十二条 の六の二第一項 第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第二百十二条 の	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の
第二百九十二条 の六の二第一項 第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	つき法第二百 十二条	つき法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)

に、

第三百条第二項及 び第三百六条の二	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	当該所得税	これらの税
	の規定により 所得税	及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)の規定により所得税及び復興特別所得税

を

--	--	--

第三百条第二項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	当該所得税	これらの税
	の規定により 所得税	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税
	当該所得税の額	当該所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百条第三項	当該所得税の額	当該所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	所得税の額に	所得税及び復興特別所得税の額の合計額に
第三百条第四項	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
第三百条第五項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第三百条第九項	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	の規定により 徴収された	及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)
第三百六条の二 第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	当該所得税	これらの税
	の規定により 所得税	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税

第三百六条の二 第二項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第三百六条の二 第三項	所得税	所得税及び復興特別所得税
第三百六条の二 第七項	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	の規定により 徴収された	及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴 収された
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)

に改め、同表租税特別措置法施行令の項中

第五条の二の三 第二項	第九条の三の 二第一項	第九条の三の二第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項
	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

を

第四条の二第十 項の表第二百五 十八条第四項の 項	受けた租税特 別措置法	受けた東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	（租税特別措 置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

<p>第四条の第二十 四項</p>	<p>法第八条の四 第三項第四号</p>	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号</p>
	<p>所得税の額</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>
	<p>に係る</p>	<p>に係る復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される</p>
	<p>金額（</p>	<p>金額（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される</p>
	<p>について</p>	<p>について同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される</p>
	<p>とする</p>	<p>（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とし、特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項に規定する特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額は、当該上場株式等の配当等に係る同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の六の二第十二項第一号に掲げる金額（特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に限る。）及び当該上場株式等の配当等について同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項（第四条の十第三項及び第四条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定によ</p>

		り計算した金額（特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に限る。）とする
第四条の六の二 第三項第一号	法第九条の三 の二第三項第 一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される法第九条の三の二第三項第一号
	規定する所得 税	規定する所得税及び復興特別所得税
) 及び) の額の合計額並びに
	当該所得税	これらの税
第四条の六の二 第三項第二号	同項の	同項又は特別措置法第二十八条第三項の
	同項第二号	法第九条の三の二第三項第二号
第四条の六の二 第十二項	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別 措置法第二十八条第三項
	係る所得税の 額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の六の二 第十二項第二号	法第九条の三 の二第三項第 一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される法第九条の三の二第三項第一号
) の額に) 及び復興特別所得税の額の合計額に
	当該所得税	これらの税
第四条の六の二 第十六項	法第九条の三 の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される法第九条の三の二第三項
	第十二項第一 号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される第十二項第一号

第四条の六の二 第十七項	法第九条の三 の二第六項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第六項
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第十二項第一 号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号
	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
	金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に
	第四条の九第 六項	同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項
第四条の六の二 第十八項	法第九条の三 の二第六項の 規定により読 み替えて適用 される所得税 法第一百二十 条第一項第五 号及び法第九 条の三の二第 七項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第七項
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第十二項第二 号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第二号
	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
	金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に
第四条の六の二	法第九条の三	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替

第十九項	の二第七項	えて適用される法第九条の三の二第七項
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第四条の九第七項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第七項
第四条の六の二第二十項	受けた租税特別措置法	受けた東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十一項の表第四百四条の二第一項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の六の二第二十一項の表第四百四十八条第二項の項	租税特別措置法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十一項の表第四百四十八条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の三の二第七項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第七項

<p>第四条の六の二 第二十一項の表 第百四十八条第 三項の表第三項 の項の項</p>	<p>租税特別措置 法施行令</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法施 行令</p>
	<p>(租税特別措 置法</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 十八の二の項</p>	<p>租税特別措置 法</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に 係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 三十六第二項の 項</p>	<p>租税特別措置 法</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に 係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 三十六第三項の 表第二項の項の 項</p>	<p>租税特別措置 法施行令</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復 興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特 例）の規定により読み替えて適用される租税特別 措置法施行令</p>
	<p>(租税特別措 置法</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税 に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読 み替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 三十六第三項の 表第三項の項の 項</p>	<p>租税特別措置 法施行令</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法施 行令</p>
	<p>(租税特別措 置法</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法</p>

第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 四十五の二の項	租税特別措置 法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に 係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 四十五の二第一 号の項	租税特別措置 法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 四十五の二第一 号イの項	租税特別措置 法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復 興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特 例）の規定により読み替えて適用される租税特別 措置法施行令
第四条の六の二 第二十一項の表 第百五十五条の 四十五の二第一 号イ(1)及び(2)の 項	租税特別措置 法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法施 行令
第四条の六の二 第二十一項の表 第二百一条の二 第二項の項	租税特別措置 法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に 係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二 第二十一項の表 第二百一条の二 第三項の表第二 項の項の項	租税特別措置 法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復 興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特 例）の規定により読み替えて適用される租税特別 措置法施行令
	（租税特別措 置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税 に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読 み替えて適用される租税特別措置法

第四条の六の二 第二十一項の表 第二百一条の二 第三項の表第三 項の項の項	租税特別措置 法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法施 行令
	(租税特別措 置法	(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二 第二十二項	租税特別措置 法施行令(復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政令 第十六号)第十三条第一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置法施行令(
	租税特別措置 法施行令第四 条の六の二第 二十一項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される租税特別措置法施 行令第四条の六の二第二十一項
第四条の六の二 第二十六項	法第九条の三 の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別 措置法第二十八条第三項
	所得税の額か ら同項各号	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用 される法第九条の三の二第三項各号
	第四条の九第 十四項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規 定により読み替えて適用される第四条の九第十四 項
第四条の六の二 第二十八項	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替 えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別 措置法第二十八条第三項
	所得税の額か ら同項各号	所得税の額又は復興特別所得税の額から特別措置 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用 される法第九条の三の二第三項各号
第四条の九第一 項第一号イから	税率	税率に百分の百二・一を乗じて得た率

ハまで及び第二号イからハまで並びに第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ		
第四条の九第三項	第二百十二条	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税を	所得税及び復興特別所得税を
	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の九第六項及び第七項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
第四条の九第九項の表第四百十条の二第一項の項及び第四百四十八条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第四百四十八条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第四項
第四条の九第九項の表第四百十	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み

八条第三項の表 第三項の項の項		替えて適用される租税特別措置法
	(租税特別措置法)	(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法)
第四条の九第九項の表第一百五十五条の十八の二、第一百五十五条の二十六第二項及び第一百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第一百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	(租税特別措置法)	(特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法)
第四条の九第九項の表第一百五十五条の三十六第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	(租税特別措置法)	(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法)
第四条の九第九項の表第一百五十五条の四十四第一項の項及び第一百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第四条の九第九項の表第一百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第一百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の九第九項の表第一百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の九第九項の表第一百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み

	置法	替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第十項	あるのは、「	あるのは、「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
第四条の九第十四項及び第四条の十第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の十第四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
第四条の十第五項の表第四百四条の二第一項及び第四百四十八条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第四百四十八条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の二第四項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第四項
第四条の十第五項の表第四百四十八条第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み

	置法	替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第一百五十五条の十八の二、第一百五十五条の二十六第二項及び第一百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第一百五十五条の三十六第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第一百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第一百五十五条の四十四第一項の項及び第一百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第一百五十五条の四十五の	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

二第一号の項		
第四条の十第五項の表第一百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の十第五項の表第一百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の十第五項の表第一百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第六項	あるのは、「	あるのは、「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される

第四条の第十項及び第四条の十一第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の十一第四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
第四条の十一第五項の表第四百四十条の二第一項及び第四百四十八条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十一第五項の表第四百四十八条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の三第四項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第四項
第四条の十一第五項の表第四百四十八条第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第四条の十一第五項の表第一百五十五条の十八の二、第一百五十五条の二十六第二項及び第一百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十一第五項の表第一百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十一第五項の表第一百五十五条の三十六第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十一第五項の表第一百五十五条の四十四第一項の項及び第一百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十一第五項の表第一百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第四条の十一第五項の表第一百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の十一第五項の表第一百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の十一第五項の表第九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法）	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）
第四条の十一第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法）	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）
第四条の十一第六項	あるのは、「	あるのは、「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
第四条の十一第十項及び第五条第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第五条第四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定によ

		り読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
第五条第五項の表第四百四十条の二第一項及び第四百四十八条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第四百四十八条第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六の四第四項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第四項
第五条第五項の表第四百四十八条第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第五百五十五条の十八の二、第五百五十五条の二十六第二項及び第五百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第五条第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の四十四第一項の項及び第百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

の項		
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第六項	あるのは、「	あるのは、「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
第五条第十項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第五条の二の三第二項	第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所

	得税の額の合計額	
--	----------	--

に、「同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項」を「同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第五項」に、「第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項」を「第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項」に、「第二十五条の十三の八第二十一項」を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の項及び同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項中「第十条第一項」を「第十条第三項」に改め、同表国税通則法施行令の項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第八項」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の項の次に次のように加える。

法人税法 施行令 (昭和四 十年政令 第九十七 号)	第四百四十八条第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
		第二百十二条の	第二百十二条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
	第四百四十八条第一項第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
		つき同法第二百十二条	つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
		所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
		所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)
	第四百四十八条第二項	法第六十九条の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項

第百四十八条第三項の表第二項の項	第百四十八条第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百四十八条第二項第一号
	法第六十九条の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項
第百四十八条第三項の表第三項の項	第百四十八条第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百四十八条第二項第一号
	（法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の十八の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
第百五十五条の三十六第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第二百十二条の	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
第百五十五条の三十六第一項第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	つき同法第二百十二条	つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)
第百五十五条の三十六第二項	法第八十一条の十五の二第	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定に

	一項	より読み替えて適用される法第八十一条の十五の二第一項
第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十四第一項	係る法	係る特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十五の二	、法	、特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十五の二第一号	おける法	おける特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十五の二第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号（	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号（
第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)	第百五十五条の三十六第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号

第百九十二条の二	第六十九条の二第一項（）」とあるのは、「特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法	
第二百一条の二第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第二百十二条の	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
第二百一条の二第一項第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	つき同法第二百十二条	つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税の額)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額)
第二百一条の二第二項	法第四百四十四条の二の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の二の二第一項
第二百一条の二第三項の表第二項の項	第二百一条の二第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号
	法第四百四十四条の二の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の二の二第一項
第二百一条の二第三項の表第三項の項	第二百一条の二第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号

		(法	(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
地方法人 税法施行 令（平成 二十六年 政令第百 三十九 号）	第三条の二第一 項から第三項ま で	おける	おける復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
	第四条第三項	、法	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法

第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項中

第七條の十九第三 項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
---------------	-----	-------------------

を

第七條の十九第三 項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
第七條の十九第五 項	から当該前年 以前三年内の 各年の国税の	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	の同項	の前項
	に当該前年以 前三年内の各 年の国税の	に当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する
第七條の十九第六 項	が当該前年以 前三年内の各 年の国税の	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	同項に規定す る道府県民税	第四項に規定する道府県民税

	、当該前年以前三年内の各年の国税の	、当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する
--	-------------------	--------------------------

に、

第四十八条の九の二第四項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
--------------	-----	-------------------

を

第四十八条の九の二第四項	国税の	所得税法第九十五条第一項に規定する
第四十八条の九の二第六項	から当該前年以前三年内の各年の国税の	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	同条第四項	第七条の十九第四項
	に当該前年以前三年内の各年の国税の	に当該前年以前三年内の各年の同法第九十五条第一項に規定する
	各年の同項	各年の第七条の十九第四項
第四十八条の九の二第七項	が当該前年以前三年内の各年の国税の	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
	同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項	第五項に規定する道府県民税の控除余裕額は、第七条の十九第四項
	、当該前年以前三年内の各年の国税の	、当該前年以前三年内の各年の同法第九十五条第一項に規定する

に改め、同条第二項の表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項中

その額	それらの額
同法第二百十五条	所得税法第二百十五条

を

同法第二百十五条	所得税法第二百十五条
----------	------------

に、「第二十八条第四項」を「第二十八条第七項」に改め、同表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項中「（昭和四十年政令第九十七号）」を削り、

所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
-----	----------------------

を

以外の所得税	以外の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
--------	-------------------------

に改め、「（平成二十四年政令第十六号）」を削り、同表租税特別措置法施行令の項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第五項」に改め、「（平成二十四年政令第十六号）」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「金額と」とあるのは、「金額及び所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託の第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第四項（同令第三百六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る同条に規定する控除外国所得税の額のうち当該収益の分配につき同法第八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える金額（当該金額が支払を受けた当該集団投資信託の収益の分配に係る復興特別所得税の額を超える場合には、当該復興特別所得税の額）と」とする。

附 則

この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条第一項第三号の二の改正規定及び第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十三の八第二十一項」を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の

十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改める部分に限る。) 平成三十年四月一日

二 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定 平成三十一年一月一日